徳川林政史研究所所蔵 石河家文書目録(十五)

## 凡例

群は、 記録が残されており、戦前期の寄贈分と戦後の購入分とが混在する形を (一九六七)には、木箱入りの石河家文書一箱を古書店から購入した旨の 時期に石河家より寄贈されたことが知られる。またその他、 究室事務報告(二) 自昭和十年一月至十四年十二月」によると、本史料 に復して「石河」と記すようになった。当研究所の保管書類である「研 は、 に列し、以後歴代にわたって年寄役に就任している。なお、 た。光忠の嫡子正光は、承応元年(一六五二)に初めて尾張藩の年寄役 与えられ、同一七年には初代尾張藩主徳川義直(家康九男)の付属に転じ をはじめとして、同一五年には美濃・摂津両国内において新知一万石を 川光忠が慶長一三年(一六〇八)に徳川家康の命により駿府へ出仕したの したものである。 本目録は、 当初 昭和一〇年(一九三五)に名古屋より東京へ移送されたとあり、 「石川」の字を用いていたが、享保一七年(一七三二)九月、 徳川林政史研究所が所蔵する「石河家文書」について収録 石河家は、 尾張藩の年寄役を代々つとめた家柄で、 昭和四二年 石河家で IΗ 石 同

るため、複数回に分けて掲載していくことにする。 非常に多いことや紙幅の関係などから、一度に収録することは困難であ番号三七二六~三七三二までを収録した。なお、本目録は、文書点数が本目録は「石河家文書目録」(十五)として、前号の続きとなる、史料

たは作成者)→宛所、⑤形態、⑥数量、⑦備考の七項目を採録した。本目録では、各史料について、①番号、②表題、③年月日、④差出(ま

石河家文書目録(十五)

番号は、原則として過去に当研究所において付された番号を利用したない)。

の表記は省略した)。 表題は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜()を表題が付けられたものについては、())を付けて示すことにした。 は、原則として内題(巻頭題)を採用し、外題を ()) 付きで は、原則として内題(巻頭題)を採用し、外題を ()) 付きで は、原則として原表題を記し、必要なものについては適宜())を

年月日は、原則として史料に記載されている年月日(内容年)を示すことにた。また、年次記載がないものの、おおまかな作成年代がわかる場合には(寛政)(寛政以降)(寛政~文化)あるいは(江戸)(明治)などと( )を付は(寛政)(寛政以降)(寛政~文化)あるいは(江戸)(明治)などと( )を付けて適宜表記した。

差出(または作成者)→宛所は、差出人または作成者を矢印の前の部分「~[編]」「~[版]」などと表記することにした。 を 一名掲出し、このほかについては「他○名」と略記した場合もある。また典籍の場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人所が複数からなる場合には、初筆の者または内容から判断して最適の人の。また典籍の場合には、著者・編者・版元などを採録し、「~[著]」「~[版]」などと表記することにした。

形態については、縦 (縦帳)・横 (横長帳)・横半 (横半帳)・状 (切紙

## 石河家文書目録(十五)

て製本したものに関しては、特に「縦綴」「横綴」などと表記した。などと表記した。また、戦前期に当研究所において複数の史料を合綴しの)・帖(折本)などと示した。小型本については、「横・小」「縦・小」続紙・折紙)・舗(絵図)・綴(作成契機の異なる複数の史料を綴ったも

数を採用した。 は合綴されたことが明らかな場合でも、現在保存されている状態での点 数量は、出納・閲覧の便宜を考慮し、後年の改装により、分冊あるい

われる事柄を\*印を付けて適宜表記した。よび綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思よび綴じ込まれた文書の有無、欠本・合綴・改装の状態など、必要と思備考には、史料の概略や史料の中に挟み込まれている書状・書付、お

本史料群には、省略して表記している。 本史料群には、省略して表記している。 これらについては、その細目を丸番号した合綴史料が数多くみられる。これらについては、その細目を丸番号はない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(まはない)。なお、細目の各項目における配列は、表題、年月日、差出(または作成者)→宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細たは作成者)→宛所、備考の順とし、それぞれを二字アキで示したが(細声の備考については、冒頭に※印を付した)、該当する項目に関する記している。

上野 恵・小宮山敏和・高橋伸拓・根岸美季・松本剣志郎・山崎久登・西原 昇・西 光三・藤田英昭・宮原一郎(以上、非常勤研究員・当時)、石山加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・当時)、石山加者は、太田尚宏(主任研究員・当時)・白根孝胤(研究員・非常勤研究員・研究生による夏季・冬季集中史料整理の成果の一部である。調査参

昭(研究員)が担当した。 一、公匡祐・武藤洋子(非常勤研究員・当時含む)の協力のもとで、藤田英ン谷匡祐・武藤洋子(非常勤研究員・当時含む)の協力のもとで、藤田英のお、採録された整理カードの内容点検と原稿化作業は、高田綾子・池市成香澄・倉持 隆・中村佳史(以上、研究生・当時)の二二名である。

## 【参考】 石河家歴代当主の略歴(尾張家付属から明治三年まで)

初代 光 忠 [市正・太八郎 初名 太郎八]

慶長一五年一〇月一二日 美濃・摂津両国内に新知一万石を与えら慶長一三年冬 家康の命により一五歳のときに駿府へ出仕

る

慶長一七年 尾張藩初代藩主徳川義直に付属する

寛永五年九月一九日 死去 法名は大雄院玄信

二代 正 光 [伊賀・太郎八 初名 加助]

寛永五年 家督を相続する

寛永一九年 寄合触流となる

承応元年九月 年寄役となる

寛文四年六月一二日 御役御免となる

寛文一一年九月一〇日 死去(五七歳) 法名は蓮華院

和守 初名 七郎左衛門 隱居名 章長] 三代 章 長 [隱岐守 伊賀・伊賀守・大和守・出羽守・佐渡守・大

万治元年

初めて藩主に御目見をする

寛文一一年一〇月 家督を相続し、大寄合に属する

寛文一二年四月一五日 伊賀と改名する

延宝三年三月二六日 年寄役となる

延宝五年閏一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

貞享元年一二月二五日 大和守に改める

貞享二年六月二三日 出羽守に改める

元禄元年一二月六日 佐渡守に改める

元禄三年一二月四日 大和守に改める

元禄一二年一一月一三日 隠岐守に改める

宝永三年二月九日 隠居し、章長と名乗る

宝永五年五月四日 死去(六○歳) 法名は章長院

四代 正 章 [出羽守 太八郎・靱負・大炊 初名 幸七郎 隠居名

愚翁]

元禄七年一〇月四日 初めて藩主に御目見をする

元禄一三年一二月二二日 **靱負と改名する** 

宝永三年二月九日 家督を相続し、大寄合に属する

宝永三年三月二五日 年寄役となる

宝永四年正月 大炊と改名する

享保四年一二月二一日 従五位下出羽守に叙任される

享保一六年六月一五日 隠居

享保一六年八月 愚翁と名乗る

宝暦三年七月二八日 死去(七〇歳) 法名は清静院

> 五代 忠 喜 [伊賀・太八郎・隠岐 初名 七太郎]

享保四年九月一二日 初めて藩主に御目見をする

享保七年二月二〇日 太八郎と改名する

享保八年二月 隠岐と改名する

享保一七年六月一五日 家督を相続する

享保一七年九月 「石川」を「石河」と改め、伊賀と改名する

享保一八年六月二一日 死去(二八歳) 法名は真源院

六代 光 當 [伊賀守 雅楽・伊賀 初名 千次郎] 実は出羽守正章

の二男

享保六年四月二二日 石川兵庫の名跡を継ぎ、 普請組寄合となる

享保一六年四月二九日 御書院番頭となる

享保一六年九月一九日 御用人となる

享保一八年八月二二日 兄伊賀(忠喜)の名跡を継ぐ

享保一九年二月

伊賀と改名する

元文四年八月六日

年寄役となる

元文五年一二月二一日 従五位下伊賀守に叙任される

安永二年七月二三日 死去(六一歳) 法名は徳源院

の四男

七代

光

籌

[伊賀守

太八郎・一学

初名 銀次郎]

実は伊賀守光常

寛延元年一〇月二五日 石河三蔵の名跡を継ぐ

明和五年二月一五日 父伊賀守光當の内願により嫡子となる

明和五年三月一日 太八郎と改名する

明和八年八月五日 御側同心頭御用見習となる

明和八年一〇月二六日 御側同心頭となる

安永二年九月一四日 父伊賀守の遺跡を継ぐ

安永二年一〇月一日 年寄役となる

安永二年一二月二八日 従五位下伊賀守に叙任される

文化二年七月一七日 御用方ならびに加判御免となる

文化六年四月二〇日 死去(六四歳) 法名は乾龍院

光 豊 [太郎八 初名 初次郎] 実は太郎八光堅(賢)の嫡子

安永九年正月一五日 伊賀守光籌の養子となる

天明元年正月二二日 太郎八と改名する

享和二年八月二四日 御側大寄合御用見習となる

享和三年五月一二日 死去(四〇歳) 法名は縁樹院

八代 光 茂 [出羽守 太八郎・伊賀守 初名 幸七郎] 実は太郎八

光豊の嫡子

文化三年二月九日 祖父伊賀守光籌の願いにより嫡孫承祖が認

められる

文化六年六月一〇日 伊賀守光籌の遺跡を継ぎ、諸事光籌の通り

務めるべき旨を仰せつけられる

文化九年二月一日 加判(年寄役)となる

文化一二年九月一日 加判御免となる

文化一四年一一月一四日 加判となる(再勤)

弘化三年一二月二二日 従五位下伊賀守に叙任される

嘉永元年一〇月二四日 出羽守に改める

嘉永六年六月二九日 隠居

慶応三年

死去

九代 光 晃 [太八郎・佐渡守・佐渡・太八郎 初名 孟二郎]

嘉永六年六月二九日 家督を相続する

嘉永六年九月二八日 加判となる

嘉永六年一○月二日 太八郎と改名する

安政四年一二月二一日 従五位下佐渡守に叙任される

月台二年圧月一丘日 刊事和事を印むつけってる

官位返上により、佐渡と名乗る

明治元年一一月二四日

明治二年正月一五日 刑事知事を仰せつけられる

明治三年九月 明治政府より笠松県貫属を仰せつけられる

(「系譜」〔石河家文書 一〇一二〕および「藩士名寄」「士林泝洄」による)

亳宗—二	三七二六一10	三三—九	三三六人	三三六一七	亳宗人	毛云—五	三三	三三	三三三二	<b>番</b> 号
*端裏に「壱」と記載あり。(病状報告等ニ付書状案文)	*===<-(0~===<-)の括り紐とも。口上(養生之儀=付雛形)	(江戸下向御免願聞済ニ付書状)	*包紙とも。 被仰出度旨書状) (伊賀守様御所労ニ付今般江戸表御下向御断御願之通	*====-七===大の括り紐とも。(所労之儀=付書状案文)	*端裏に「宝永元申年 章長院様御病気=付江戸御下向御断之御願被仰達候御書付御扣へ之写」と覚(持病之疝気=付来月江戸江罷下之儀御断申上度旨) (宝永元年)一一月 石川隠	*端裏に「竹腰城州公江願書案文御相談申候手紙案并御返報添置(病気之為江戸出断之儀等ニ付書状)	*言言言言言人の包紙、括り紐とも。(為病気下向御免之儀ニ付書状)	御所労御見舞御出之衆度数	殿様・宰相様・上々様方ゟ御所労御尋之度数	*「宝暦七丑七月詣被仰付候処病気ニ付参府御断申上候一件之諸書付」と記載あり。三芸三字三芸三のまでの包紙。(包紙) (宝暦七年)
(江戸)九月朔日	(江戸)九月朔日	(宝曆七年)四月二六日	(宝曆七年)四月二六日	(宝暦七年)四月二六日	断之御願被仰達候御書付御扣へ(宝永元年)一一月	教添置(丑四月廿二日」と記載あり。(宝暦七年)四月二二日	(宝暦七年)卯月二三日	(江戸)	(江戸)二月より	件之諸書付」と記載あり。 三三 (宝暦七年) <b>年月日</b>
→阿部縫殿様	御名	石河伊賀守(光當)→山澄河内守様	林勘九郎→船渡伴太夫様	(石河光當)→林勘九郎様	、之写」と朱書で記載あり。 石川隠岐守(章長)	があり。	竹腰山城守→石河伊賀守(光當)様			产1~12年1天110までの包紙。 <b>差出 (作成)→宛所</b>
状一	状	状	<b>状</b> 一	状一	状一	状一	状	横一	横	包 紙 ・ 数 量

五.

状

=====

(家老病気之為加判御断之先例覚)

石河家文書目録(十五)

\*端裏に「御類例」と記載あり。石河出羽守、成瀬大和守、竹越山城守の事例(享保一三年から寛延二年まで)。

江戸

番号	<b>長 項</b> 在河家文書目鏡(十五)	# 	差出(乍戈)→包听
奉	* 病	(江戸)	→山澄河内守殿
三二	*三三六二四三三六二六までの括り紐とも。(引籠日数之覚)	(江戸)	
亳三六—宝	享保十三甲年御状留書抜(病気養生之思召ニ付書状)	一月二四日	横井豊後守→石河出羽守(正章)様
	*==		
三三二六	口上(保養:付雛形)	(江戸)八月二七日	御名
三三六一七	被仰下度旨書状)(宝曆七年)(宝縣私為御代御下向二付御発足并御下着日限	(宝曆七年)二月一一日	生駒因幡→石河伊賀守(光當)様
	*三宗-八宗三宗-元の括り紐とも。端襄に「宝暦七丑九月朔日		月番阿部縫殿殿江用人使者ニ而差出ス書付扣へ」と記載された貼紙あり。
<b>亳</b> 云——五	(病状報告:付書状)	(宝暦七年)九月朔日	阿部縫殿→石河伊賀守(光當)様
毛芸一10	(交代之儀被仰出三付書状)	(江戸)正月六日	生駒因幡→山澄河内守様
亳宗——	*包紙とも。(此表江御下向之儀御免被仰出ニ付御保養無御油断旨書状)	(宝曆七年)五月一五日	生駒因幡→石河伊賀守様
<b>=</b> = = = = = = = = = = = = = = = = = =	(為病気江戸下向御免等先例書付)	(宝永元年~元文五年)	
亳宗山宣	*==	(宝曆七年)正月一〇日	阿部縫殿→石河伊賀守(光當)様
毛芸士园	御意ニ付書状)(生駒因幡方交代就被仰出貴殿来ル五月上旬罷下候様	(宝暦七年)正月六日	→石河伊賀守(光當)殿織田周防 貞辰(花押)

三七二七一	======================================	三三六二六		= 三六		三三六一六	三三六一云
④(御目付衆ゟ触切紙之写壱通・書付一通被進書) (天明三年) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(病気ニ付江戸下向御免願)	③(御普請役指出ニ及はず養生候様ニ御意の儀伝達ニ付書状) (宝暦七年)四月一五日 (江戸表江罷下候儀御免被遊候ニ付書状) (宝暦七年)四月一五日 (江戸表江罷下候儀御免被遊候ニ付書状案) (宝暦七年)四月一五日 (江戸表江罷下候儀御免被遊候ニ付礼状及び口上書草案) (宝暦七年)四月一五日 (江戸表江罷下候儀御免被遊候ニ付礼状及び口上書草案) (宝暦七年)四月一五日 (江戸表江罷下候儀御免被遊候ニ付礼状及び口上書草案) (宝暦七年)四月一五日 (江戸表江罷下候後御免被遊候ニ付礼状及び口上書草案) (宝暦七年)四月一五日 (江戸表江罷下候後御免被遊候ニ付書状) (宝暦七年)四月一五日 (宝暦七年)四月 (宝暦七年)		*三宗六-三宗三の括り紐、付札とも。付札に「御普請役御指出御願之一件御手紙御参府御免御願一件」と記載あり。端裏に「宝暦七年丑四月(病中書状貼継)	(相煩引篭三付願書案文)	(持病 : 付養生之間加判御断之旨書状)享保三戌年清静院様御役儀之節御状留書抜	*三三二三三三三三の括り紐とも。清静院様は四代石河正章のこと。清静院様御役義之節御状留書抜(病気養生ニ付) (享促
被進書  (天明三年)一二月八日 岡田治  駅賃ニ割増ニ請取之旨触) (天明三年)一一月  付) (天明三年)一二月七日  一八天明三年)一二月七日  で天明三年)一二月七日  で天明三年)二月七日	(宝暦七年)四月	(宝暦七年)四月一五日(宝暦七年)四月一五日(宝暦七年)四月一五日(宝暦七年)四月一五日 (石戸 1 年)四月 石河伊賀守十四月二五日) (石戸 1 年)四月二五日) (宝暦七年)四月二五日) (宝暦七年)四月二五日) (宝暦七年)四月二六日 (宝暦七年)四月二六日 (宝暦七年)四月十六日昼過来ル」	七年)四月一五日年)四月一五日	<b>岬指出御願之一件御手紙御参府</b> (宝暦七年四月)	(宝暦七年)四月	(享保三年)一〇月二日	〒のこと。 (享保一三年~同一六年)
岡田治左衛門 他二名→和田六左衛門殿 他三一名)一一月)一一月 松原丈左衛門ゟ戻ル」と記載あり。綴	(石河光當)	T)四月一五日 山澄河内守→石河伊賀守(光當)様 五日 御名(石河光當) 五日 御名(石河光當)→山澄河内守他 石河伊賀守(光當)→山澄河内守他 (光當) (光當) 四月二六日 (石河光當)→山澄河内守様 四月二六日 (石河光當)→山澄河内守様 山澄河内守→石河伊賀守(光當)殿	内宮	『御免御願一件」と記載あり。端裏に「宝暦七年丑四月	→山澄河内守様 他一名	(石河正章)→山澄主税様	
記載あり。	状	状		壱」と記載あり。	状	状	状
		<u>→</u>		~ <del></del>			

※形態は横。

\frac{1}{2}		三七八一	三七二七一六(:	三七二七一五	三十二十一四 (1	()	(************************************
	*「相応院殿 芦田 大久保 阿部」と記載あり。石川之続(石河家系図)	*紐とも。三三六二三三六四の包紙・紐。包紙に「章長院様御直筆」と記載あり。章長院様は三代石河章長のこと。(包紙・紐)	*包紙とも。包紙に「元文四未年正月夫銀触 十七日松原丈左衛門ゟ戻ル(当未年夫銀差出ニ付書付)	(当午年夫銀指出ニ付書付)	*状とも。(目付衆ゟ参候触切紙壱通ニ付被進書)	(公儀より出候書付之写三付綴) ③ (御目付衆より触切紙写一通・書付一通被進書) ③ (御家中衆江相触候書付写并切紙写共弐通被進書) ③ (と義より出候書付之写壱通差越三付申入) (江	戻シ候様存候 九月十七日御同心衆ニ触出*三三三三三三三三の包紙とも。包紙に「天明二小切手出入等之儀ニ付触) 題
	(天和~貞享)	<b>直筆」と記載あり。章長(江戸)</b>	T	(江戸)正月一五日	(江戸)正月二二日	(江戸)九月一七日(江戸)九月一六日(江戸)九月一六日(江戸)九月一六日(江戸)九月一六日(江戸)	十月朔日柴山紋左衛門上納之口被戻」と記載あり。 寅年九月十六日御目付触 公義ゟ出候大坂表諸家疎(天明二年)八月 <b>差出</b>
		院様は三代石河章長のこと。	先々江御廻し納所ゟ伊賀屋敷江御戻し候様ニと存候」と記載あり。 →和田九蔵殿 他三二名 正月一五日 川瀬治左衛門 方重(花押)他二名	→和田六左衛門殿他三三名川瀬弥吉郎 方重(花押)他三名	→和田六左衛門殿 他三二名川瀬弥吉郎 他三名	堀田郷右衛門 他一名→和田六左衛門殿 他三一名	と記載あり。
犬	鋪	包紙	横	横	横	綴	<b>形態・数量</b> 状 一
_	_		<b>→</b>		<b>→</b>	_	御 — 量

三六品

覚(石河家由緒)

\*祖父市正(石河光忠)が、相応院(お亀)取り持ちを以て権現様(家康)に召し出されたことなどが記載されている。

江戸

状

三七二九一二二	三七二九一二	三七二九一二〇	三七二九一九	三七二九一八	三七二九一七	三七二九一六	三七二九十五	三七二九—四	三七二九一三	三七二九一二	三元一一
*====================================	*竹三郎が石河蔵人方へ養子に行く際のもの。(石川出羽守養子相調候儀留書写)	*掛札・下ヶ札多数。 庄九郎様御実方之御続(石川庄九郎親類書)	(蔵人殿願御申上置三付書状案)	*掛札・下ヶ札多数。庄九郎は石川壱岐守(章長)の子。後の庄九郎様御縁類之御方々(石川庄九郎親類書)	*享保一○年正月七日に竹三郎養子入り。 書状) 書状)	*端裏に「享保九辰年極月廿七日 若年寄大久保佐渡守殿於御宅蔵人江被仰渡御書付之写(願之通養子被仰付旨書付)	養子願書(石川出羽守三男竹三郎聟養子願)	親類書(石川忠喜)	*掛札多数。享保一七年に「石川」から「石河」へと改める。遠類書(石川忠喜)	* 言元二字三元品の包紙とも。包紙に「竹三郎様御実父方御架(一学様御子様方主税様御親類書ニ御書載ニ付書付)	*==元- 〜=三元- 六の括り紐とも。往返御書通扣
享保一二未年七月一九日	(享保一一年九月)	江戸	(享保九年)一一月一八日	後の鏡嶋藤次郎。(江戸)	(享保九年)一一月	<sup>武宅蔵人江被仰渡御書付之写(享保九年極月二七日)</sup>	享保九辰年一二月五日	(享保年間ヵ)	。これ以前の忠喜の遠類書。(享保年間ヵ)	短書御遠類書弐通   是ハ享保   (享保)	(江戸)
石河蔵人→(本多伊予守)			→石河主税殿		石川出羽守(正章)	石河蔵人江」と記載あり。	・水野壱岐守殿・石川近江守殿→大久保佐渡守殿・石川近江守殿石河蔵人居判			包紙に「竹三郎様御実父方御親類書御遠類書弐通 是ハ享保十一午年 蔵人様江被遣候扣也」と記載あり。音ニ御書載ニ付書付) (享保)	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	横帳
					_						

石河家文書目録(十五)

九

	石河家 了書目 鈴(十丑)		_		
番号	表題	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量	数 量
三七二九一二三	*前後欠。	(江戸)		状	_
三元一四	家臣書上)(主税御肴御授の御次以上及び御流頂戴之中小姓格(主税御肴御授の御次以上及び御流頂戴之中小姓格	(享保)		状	
	*御家老・奥平源左衛門他三九名(御用人・給人・錠口番・御中小姓・料理人・坊主頭など)。石河主税の養子縁組に関わるものか。	· 御中小姓·料理人·坊主	頭など)。石河主税の養子縁組に関わるものか。		
三元—三五	(蔵人方局格・中老格宛行ニ付書付)	(享保)		状	_
三七元一六	*御家老・奥平源左衛門(百石・五人扶持)他の名前が記載されている。(御家老・御用人其外名前并扶持之覚)	戦されている。 (江戸)		横帳	
114110-1	*包紙に「清静院様御筆」と記載されている。清静院様は四代石河正章のこと。三三〇「三三〇元の括り紐(書付「三十五」)、札(ペン書き「石河家関係(四)」)とも。(包紙)	四代石河正章のこと。三三〇二	▽〒≒0−元の括り紐(書付「三十五亅)、札(ペン書き「石)	河家関係(四)」)と	<i>€</i> 。
1141110-11	*==  0-  >  = 0-  の包紙共。包紙に「順光院様御所望ニ付認進申候写前書付并添書付都合弐通(御前様遺言書)	認進申條写前書付并添書付#(江戸)酉九月	命合弐通 酉九月」と記載あり。	状	_
七    0-	(順光院様江向後御暮方之義御遺言之趣ニ付書付)	(江戸)酉九月		状	_
11年110-四	*左馬頭満仲から十三郎清平までの系図。 鎮守府将軍源満仲之二男頼親卿孫大和源氏(系図)	極月廿八日	品川靭負→石川戸三郎殿	状	
三七三〇一五	*包紙とも。包紙に「御隠居様御直筆」と記載あり。駒塚土居築入用	(江戸)		状	
三七三〇一六	札に「此書付之趣御普請方御勘定方江申渡右役所留ニ茂仕置と申候」と記載あり。*包紙とも。包紙に「此書付竹腰志摩守方江御国御用人遠山彦左衛門ゟ見せ候由ニ而享保九年辰二月志州方ゟ来ル壱通」と記載あり。(石川宮内・石川千次郎内証分ケ之儀ニ付書付)	任置と申候」と記載あり。 巡山彦左衛門ゟ見せ候由ニニ (享保九年)正月		端裏に貼札があり、	貼 一

三七三0-七

\*包紙とも。包紙に「秘傳薬方書験」と記載されている。端裏に「疥瘡」(ヒゼンカサ)と記載あり。ヒセンノ薬之方

状

三七三0—1九	三三0-1八	11141110-14	三七三0—1六	三七三0—1五	七   0-  四	11141110-1111	11141110-111	中   1   1   1   1	11141110-10	三七三〇—九	三七三〇一人
案文(伊賀義御参府御礼之節御礼順其外三付)	(志水嘉吉方座席御取持被遣候様致度 : 付書状)	*三三0-14-三三0-1人の包紙とも。包紙に「清静院様御自筆」「不他見儘大切三可火中」と記載されている。(勝手貧窮至極相迫相続難成程之躰三付書状)	*包紙とも。包紙に「書付」と記載あり。(是好泰斗呼出其外ニ付書状)	(「様」類型書付)	*封筒とも。封筒に「四神丸毎服壱匁五分淡塩湯送下」と記載されている。四神丸(丸薬)	*包紙とも。(殺生之鴨七羽賜之賞翫:付書状)	*包紙とも。	*包紙とも。包紙に「当年領知不難:付御隠居様思召ニ而領知奉行・代官ゟ尻切申渡候写」と記載されている。(御領知免租ニ付書状)	*包紙とも。包紙に「珠玉院入仏事之儀ニ付被下置候御書付也」と記載されている。(珠玉院仏事之義ニ付書付)	*包紙とも。包紙に「書付」と記載されている。覚(囃子の間に仕舞を入れる件ニ付)	(山県郡三輪村等支配代所勤番之義ニ付書付)
(江戸)	(江戸)	「不他見儘大切三可火中」、(江戸)	(江戸)正月一〇日	(江戸)	記載されている。 (江戸)	(江戸)正月二九日	(江戸)二月三日	知奉行・代官ゟ尻切申渡姪(寛保元年)子八月	『也』と記載されている。:(江戸)七月二二日	(江戸)九日	(江戸)
(石河正章)	(石河正章)	と記載されている。清静院様は四代石河正章のこと。(石河正章)	石河伊賀守			愚翁(石河正章)(花押)→伊賀守殿(石河忠喜)	愚翁(石河正章)→伊賀守殿(石河忠喜)	写」と記載されている。	前欠。		
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

へ被仰遣候御案」と記載されている。

\*包紙とも。包紙に「清浄院様御筆」「御供ニ而御参府前年未無官之節諸大夫之万石以下之年寄中御参府御礼被仰上候節御目見之座順之儀被為御心付義忠様

番号	表題	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
三七三 —	*三三一〜三三一三は紐で一括されていた(紐は破棄)。三三一〜三三一四の紐とも。(和歌三十一首)			
三世三 —	*「試筆」「年内立春」「歳暮」。	(江戸)		
三十二二	宗勝のこと。	江九條左府様ヨリ御備之御詩な宝暦一二年六月	之御詠歌写」と記載されている。())道前	源戴様は八代徳川
三七三 — 四	(源戴様御一周忌三付御備詩作)	宝暦一二年六月	左大臣(九条)尚實	状
三三二五五	*包紙とも。包紙に「源戴様御一周忌御法事:付建中寺御霊前江九条左府様ゟ御備之御詩作・内府様ゟ御備之御詠歌写」と記載されている。(源戴様御一周忌:付御備詠歌) 宝暦一二年 内大臣(九条)道前	<b>郵前江九条左府様ゟ御備之御誌宝暦一二年</b>	3作・内府様ゟ御備之御詠歌写」と記載されている。  内大臣(九条)道前	状
<b>=</b>	(源戴様御一周忌三付御備詩作)	宝暦一二年六月	左大臣(九条)尚實	状
三七三一七	*「海辺早春」「古池菖蒲」「暁知早凉」「行路冬風」「社頭祝言」。(和歌五首)	祝言」。 (江戸)		状
亳三一人	*端裏に「竹腰公御筆」と記載されている。(和歌詠草)	(江戸)	(竹腰公)	状
三三一九	うゑほに上る(為家卿和歌写)	江戸		状
三七三二—10	*「正風然」ほか一二首。(和歌詠草)	(江戸)		
===	(和歌七首)	(江戸)		
三二-	(御即位御寿賀の御能の開口寿文・俳諧・和歌)	明和八年五月二七日	西村庄兵衛菅原敬允作文 谷左中橘貞勝・開口脇太夫・	状

\*紙継はがれ。御桃園天皇の即位礼に際してのもの。

三七三一二六	三七三一元	三七二 一 四	三七三1—1111			三世三—10	三七三一九	三七三一八	=======================================	三七三!一 六	三七三一五	三七三一一四	三七三二一二三
(和歌二十二首)	*「古今恋一」「千載集恋一」など。(和歌四首)	*三三二四三三二宝の包紙とも。付札あり。(六義・六根・六境)	*「路春草」。	(長歌書付)	(和歌書付)	*「袮山」。	みつねた、みねに問侍りける(和歌)	(和歌六首)	*紙継はがれ。	(紅葉二付和歌三首)	*天地部破れあり。遊女ノ歌(和歌)	*「試筆」「歳暮」。紙継はがれ。(和歌二首)	*紙継はがれ。
(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸期)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	江戸
								松平美濃守殿医藤本利庵ほか四名				岐阜町医忰武矩十二才	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

番号	表題	年月日	差出(作成)→宛所
	*三三二六三三二三の括り紐とも。「遠州花」ほか二一首。		
三三二三七	古歌之言(和歌)	(江戸)	
==-六	(和歌)	(江戸)	
	*和歌三首。和泉式部の和歌ほか。		
三三——	(義経勲記三之巻写)	(江戸)	
三七三二一三0	(続古今集和歌断簡)	(江戸)	
	*端裏に「古歌」と記載あり。	(江戸)	
三三—三	(和歌一首)	(江戸)	
==-=	念仏の歌 道生法師歌に	(江戸)	
三七三二—三四	(太田持資和歌其外断簡)	(江戸)	
三七三二一三五	*三三二三三三三元の括り紐とも。(和歌其外書付)	(江戸)	
亳三一吴	(菱喰・雁・鴨其外捕獲数書上)	寛延四年正月二〇日	
七   一  七	(詩相之覚)	(江戸)	
三三一三六	(和歌書付一括)	(江戸)	
三三二三五	(和歌書付一括)	(江戸)	
七     -四0	(和歌二首)	(江戸)	西三条
	*三三一四0~三三一三三の括り紐とも。		

三七三二-五三	三七三一五二	三七三一五一	三七三二-五〇	三七三二一四九	三七三二一四八	七   一  七	三七三 —四六	三七三二一四五	三七三二 — 四四			三三一四一
八景(上野八景和歌)	(上野八景和歌)	上野八景(俳句八句)	*包紙とも。上野八景(和歌八首)	*包紙とも。上野八景之発句	*包紙とも。(上野八景和歌)	*包紙とも。	*包紙とも。	*包紙二点とも。上野八景和歌	*紙継ぎ剥がれ。 陸奥左兵衛督吉村卿七十賀屛風和歌・十二月屛風和歌	*「御」(八代徳川宗勝のこと)、「勇之助様」(松平勝長のこと、宗勝六男)、「亀弥様」(松平勝起のこと、(和歌十三首)	上野八景	*「首途」「清洲」「四ッ家茶屋」「萩原」「木曽川の渡」ほか。はりかさ(和歌・俳句書付)
(江戸)	(江戸)	(江戸)	江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	江戸)	寛延二年五月六日	、宗勝六男)、「亀弥様」(松平(江戸)	延享辰春	(江戸)
是好			内田友児	重直	幸満	山口覚左衛門	重祭	俊常上		宗勝九男)の記載がある。紙継ぎ剝がれ。	冨永	紅葉軒
状	状	状一	状	状	状	状	状	状	状	状	状一	横半
	=	-	_				_	_	_	_	=	

三七三一六五	三七三 — 大四	三三十三	三七三二—六二	亳三一六	三七三二一六〇	三七三:一五九	三七三二一五八	三七三二一五七	三七三 —五六	三七三二十五五五	三七三—五四 <b>考</b>
(和歌草稿)	*端裏に「御前御筆」と記載されている。紙継ぎ剥がれ。虫損大。(和歌其外書付) 享促	*九代徳川宗睦と松平勝長(宗勝六男)の和歌が記載されている。有栖河宮御出題七十御賀(和歌二首)	*後欠。	*包紙二点とも。包紙に「御賀之詠艸」、「言葉書」とそれぞれ記載されている。(和歌書付) 宝暦八年	*包紙とも。包紙に「御歌」と記載されている。「木曽八景」ほか。(和歌書付)	*=== -死〜== -/三の括り紐とも。(日記)	*紙継ぎ剥がれ。	*紙継ぎ剥がれ。	(和歌三首)	*紙継ぎ剥がれ。	*===
(江戸)	虫損大。	いる。 (宝暦)	江戸	ぞれ記載されている。宝暦八年	別 (江戸)	延享四年一二月三日~九日	(江戸)二六日・二七日	江戸	(江戸)	(江戸)	(江戸)
				光當	正武	日					差出(作成)→宛所
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状 <b>形</b> 態
二		_	_	三	$\equiv$	_		_	_	_	状 <b>形態・数量</b> 一

==-六	三三—六七	三三二六六
(隨想案文)	(隨想案文)	(七夕和歌)
(江戸)	(江戸)	(江戸)
状	状	状

上升	(扇面)			(江戸)	
	*一部破損。				
140	(和歌五首)			(江戸)	竹腰山城守正武他
	*	〇舌) 肚こい。	见氏: (c) 口:	《三三三三三)任)任こ)。见氏こ)。口欠正言こ号上,大一重う)。女員で	

状

七   一七		七    一七0
(和歌草稿)	*=== -+0-=== -= の括り紐とも。包紙とも。和歌五首に関	(和歌五首)
(江戸)	する状一通あり。破損大。	(江戸)
		竹腰山城守正武他四名
状		状

	三七三二一七二		三三-七
*包紙とも。破損大。	(和歌一括)	*「山初雪」ほか約九〇首。破損大。	(和歌草稿)
	宝暦一年		(江戸)
	状		状

九

三七三二—七三	
(和歌断簡)	*包紙とも。破損大。
(江戸)	
状	

三七三一七八	三七三二—七七	三七三一七六	三七三一七五	三七三二一七四	
(和歌五首其外書付)	(和歌草稿)	(和歌試毫)	(隨相心見書)	(和歌草稿)	* 三三二三三三二人元までの括り紐とも。(和歌断簡)
(江戸)	(江戸)	(江戸)	(江戸)	江戸	(江戸)
状	状	状	状	状	状

石河家文書目録(十五) 江戸 一 七

状

(和歌断簡)

	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1			
番号	表題	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
三三一八0	(和歌断簡)	(江戸)		状一
亳三一八	(和歌七首)	(江戸)		状
三三-八二	(和歌草稿)	(江戸)		状
三三三一八三	(和歌草稿)	(江戸)		状
三七三一八四	(紀行文草稿)	(江戸)		状
三七三一八五	(紀行文草稿)	(江戸)		状
三三三一八六	(随筆草稿)	(江戸)		状
三七三二一八七	(和歌断簡)	(江戸)		状
	*一神なつき」と記載あり。			
三三一八八	(紀行文草稿)	(江戸)		状
三七三一人九	*後欠。	江戸)		状 一
三七三一九〇	*三三-20-三三二0三の括り紐とも。紐に「書付卅九」と記載された付札あり。(随筆草稿)	された付札あり。(江戸)		状一
三三—九	流求(漢詩)	(江戸)		状一
三三-九二	(権現様百回忌御能開口写)	(江戸)	権左衛門	状
三三—九三	尾勢狂句争(和歌書付)	(江戸)		状
三七三二一九四	(父の御病気見舞書付案)	(江戸)		状

\* 寛保三年以降の悩みがあった旨が記してある。

三七三 - 10七	三十二十八分	三七三二—10五	112111-10四	1101-1011	1101-101		三年三十00	三七三一九九	三七三二一九八	三七三一九七	三七三二一九六	三七三一九五
(和歌七首)	*「春雪」「軒梅」。	(和歌二首)	(和歌一首)	*=== - 0  = = - 0/までの括り紐とも。  言葉に取へきや(和歌に関する短文・短句の書付)	*「鄭維」「維培」と記載あり。 (墨跡長嶋へ来ル人名書付)	(和歌草稿)	(八代集抄抜書)	*和歌の指南書か。(拾葉集十四上)	*宗國は「江戸歌人烏丸殿御門弟」と記載あり。端裏に「江都」と記載あり。(和歌草稿)	*「渓柿」ほか三三首。(和歌書付)	*「桐ノ灰・麻ノ灰」などの記載がある。「無火事」とも。(剉火其外ニ付書付)	*付箋・貼紙あり。蓮華寺は美濃国山縣郡にある寺で石河正光の埋葬寺。(蓮華寺由来記) (江戸)
(江戸)	(江戸)三月六日	(江戸)	(江戸)	江戸)	江戸	(江戸)	(江戸)	(江戸)	江都」と記載あり。 宝暦八年皐月一一日	(江戸)	(江戸)	正光の埋葬寺。 (江戸)
光當									宗國			
状 状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状

	番号	三七三一〇九	三七三1-110		======================================	三三二—		======================================			三十五	<b>=</b>	三七三一七
不行ので言語を	*「月照雪」ほか。	*和歌の形式を書いたもの。(草稿)	*「箱根」「田子」ほか。破損大。(和歌草稿)	(和歌一首)	*「多度にて」「麓の桜を」ほか。(和歌書付)	(暑中御見舞御念入二付書状)	*『七三一一―三七三一四九の括り紐とも。三七三一一一三七三一一	(忰大助儀御側懸留役被仰付難有仕合二付書状)	(御手筒頭被仰付難有仕合三付書状)	(御旗奉行被仰付難有仕合三付書状)	難有仕合ニ付書状)(陽清院様御卒去御用向骨折にて拝領物被仰付	難有仕合ニ付書状)(陽清院様御卒去御用向骨折にて拝領物被仰付	(御使番被仰付難有仕合三付書状)
	年 月 日	江戸)	(江戸)	(江戸)	江戸	(嘉永)六月二四日	とも。	(江戸)四月九日	(江戸)六月四日	(江戸)四月九日	(江戸)五月三日	(江戸)五月三日	(江戸)六月一八日
	差出(作成)→宛所					→石河孟二郎(光晃) 細井藤助 徳昌(花押)		→石 佐渡守様寺山鍋蔵 正貫(花押)	→石 佐渡守真鍋喜內 一孟(花押)	→石 佐渡守様水野藤兵衛 忠愛(花押)	→石 佐渡守様 磯田喜傳次 雅道(花押)	→石 佐渡守様土岐小左衛門 冨穀(花押)	→石 佐渡守様建部新十郎 時貫(花押)
	形態・数量	状	状	状	状	折紙		折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙
	· 数 量	_	_	_	_	_			_	_	_	_	_

	三七三二一九	三七三二一八	나 - 대대	三七三二一六	三七三二一二五		11411111-1111	11年11111111111111111111111111111111111	三年三二	01-111114111	三七三二一九	三七三二人
石河家文書目録(十五)	(年始御祝詞御念入二付書状)	(年始御祝儀御念入二付書状)	(土用入御機嫌伺御念入三付書状)	(入寒御伺御念入三付書状)	(入寒御機嫌何御念入三付書状)	(暑中御見舞御念入二付書状)	(暑中御見舞御念入二付書状)	(暑気御見舞御念入二付書状)	(土用入御機嫌何三付書状)	(土用入御何御念入二付書状)	(暑中御見舞忝:付書状)	(土用入御何御念入二付書状)
	(嘉永)正月一一日	(嘉永)正月一五日	(嘉永)六月二九日	(嘉永)一二月二八日	(嘉永)一二月二八日	(嘉永)六月二四日	(嘉永)六月二四日	(嘉永)六月二四日	(嘉永)六月二五日	(嘉永)六月二四日	(嘉永)七月一五日	(嘉永)六月一八日
==	中西直之輔 長裕(花押)	→(石河光晃) 長屋紋右衛門 忠寛(花押)	→(石河)孟二郎(光晃)様成瀬半太夫 正的(花押)	→石河孟二郎(光晃)様大津庄兵衛 直澄(花押)	→石河孟二郎(光晃)様宮澤平次郎 員文(花押)	→石河孟二郎(光晃)様津田式三郎 信好(花押)	→石河孟二郎(光晃)様天野藤十郎 冝重(花押)	→石河孟二郎(光晃)様鈴木弾正 重到(花押)	→石河孟二郎(光晃)様平岩東馬 純常(花押)	→石河孟二郎(光晃)様森兵太夫 正長(花押)	→石河孟二郎(光晃)様千村平右衛門 仲秋(花押)	→石河孟二郎(光晃)様正木多門 尚厚(花押)
	状	状	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙

三七三二九九	==	三七三二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	==	三三二五	三七三 一	[記]	三七三 — 三	三七三二		番号
(年始御祝詞御披露賴二付書状)	(寒中御機嫌何=付書状)	(入寒御機嫌何=付書状)	(年始御祝詞申上度二付書状)	(暑気御見舞御念入ニ付書状)	(年始御祝儀御念入三付書状)	(年始御祝詞御念入二付書状)	(年始御祝詞御念入三付書状)	(年始御祝詞御念入二付書状)	(年始御祝詞御念入二付書状)	表題
(江戸)一月二日	(江戸)一一月二三日	(江戸)一一月二二日	(江戸)正月二日	(嘉永)六月二五日	(江戸)正月一一日	(嘉永)正月一五日	(嘉永)正月一五日	(嘉永)正月一五日	(嘉永)正月一五日	年月日
飯沼五百之進樣·内田善蔵様 →杉山弥一郎様·山田弥三右衛門様·福井藤次郎 芳正(花押)	→御用達衆様 広岡久右衛門 正饒(花押)	→御用達衆様外山平七郎 政恒(花押)	→石河太八郎様 御用人中様尾張屋 惣右衛門 公矩(花押)	→石河孟二郎(光晃)様中西筑前守 長穀(花押)	→(石河光晃) 水野惣右衛門 康定(花押)	→(石河光晃)	→(石河光晃)	→石河孟二郎(光晃)様佐枝将監 種茂(花押)	→石河孟二郎(光晃)様鈴木来山 重達(花押)	→石河孟二郎(光晃)様 <b>差出(作成)→宛所</b>
状	状一	状一	折紙	状一	状一	状	状	状一	状一	形態・数量

三七三二一四0	三三三二元	三七三二二三八	三七三二二七	======================================	三二二元	三七三二二三四	岩兰一岩兰	岩兰一兰	岩岩二岩		
(年始御祝詞申上度ニ付書状)	(年始御祝詞申上度二付書状)	(年始御祝詞申上度二付書状)	(年始御祝詞申上度ニ付書状)	(年始御祝詞申上度ニ付書状)	(年始御祝詞申上度 : 付書状)	(年始御祝詞申上度二付書状)	(年始御祝詞御念入二付書状)	(暑中御見廻御念入二付書状)	(年始御祝詞御念入二付書状)	(暑中御見廻御念入二付書状)	
(江戸)正月二日	(江戸)正月二日	(江戸)正月二日	(江戸)正月五日	(江戸)正月二日	(江戸)正月二日	(江戸)正月二日	(嘉永)正月一六日	(嘉永)六月二一日	(嘉永)正月一五日	(嘉永)六月二六日	
食野次郎左衛門 常貞(花押)・食野吉左衛門 相興(花押)・	加島屋安兵衛 貞運(花押)→御用達衆様	浅川彦右衛門様・石川兵次様・内田善蔵→杉山弥一左衛門様・飯田(沼ヵ)五百之進様・山崎屋与七郎 義質(花押)	→(石河)太八郎様 御用達衆様	→(石河)佐渡守様 御用達衆様八木忠平衛 良金(花押)	飯沼五百之進様・内田善蔵・浅川彦右衛門様→杉山弥一左衛門様・山田弥三左衛門様・山崎屋与七郎 義質(花押)	→御用達衆様 ・食野次郎左衛門 常貞(花押) 食野吉左衛門 相興(花押)	→石河孟二郎(光晃)様成瀬隼人正 正住(花押)	→石河孟二郎(光晃)様成瀬隼人正 正住(花押)	→石河孟二郎(光晃)様成瀬隼人正 正住(花押)	→石河孟二郎(光晃)様成瀬隼人正 正住(花押)	
状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状	
_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	

→御用達衆様

										_			
三三-五三	三七三二一五二		三三五二	三七三二五〇	三三—	三三—四八	三七三二—四七	三三—四六	三七三二—四五	三七三一四四	三七三一四三	==-=	番号
(明廿四日暁爰許発足尾州表江罷下候付宿々継人馬	*後欠。	* 亳三丁奏によれば「今度逗留中」とは石河佐渡守京都滞在中のことを指す。 正月二三日	(今度逗留中御世話相懸りこ付銀壱枚被致進旨書状)	*三三二元~三三二一CKの括り紐とも。 (石河佐渡守家御朱印地代替之節之取扱ニ付案文)	(寒中御尋忝仕合三付書状)	(寒中御尋忝仕合三付書状)	(暑中御尋忝仕合三付書状)	(年始御祝詞申上度: 付書状)	(年始御祝詞申上度::付書状)	(年始御祝詞申上度二付書状)	(年始御祝詞申上度二付書状)	(年始御祝詞申上度二付書状)	(年頭御祝詞申上度:付書状)表 題
(文久~慶応)	(文久~慶応)	任中のことを指す。正月二三日	(文久~慶応)	(江戸)三月	(江戸)一二月二五日	(江戸)一二月二五日	(江戸)七月八日	(江戸)正月三日	(江戸)正月二日	(江戸)正月四日	(江戸)正月二日	(江戸)正月五日	(江戸)正月四日
石河佐渡守(光晃)→川勝美濃守様			飯沼五百之進→尾崎将曹様	石河佐渡守家来 岩田八九郎	石原清一郎 正理(花押)→石河伊賀守様	石原清左衛門 正修(花押)→石河伊賀守様	石原清一郎 正理(花押)→石河伊賀守様	→(石河)佐渡守様 御用達衆様平野屋□佶[  ](花押)	→(石河)佐渡守様 御用達衆様 升屋平右衛門 重(花押)	広岡久右衛門 正饒(花押)→御用達衆様	→御用達衆様 平野屋元三郎 義(花押) 平野屋孫兵衛 典則(花押)・	外山平七郎 政恒(花押)→御用達衆様	広岡久右衛門 正饒(花押)→御用達衆様 <b>差出(作成)→宛所</b>
状	状		状	状	折紙	折紙	状	状一	状一	状一	状	状	状 <b>形態・数</b> 一

ニ付書状)	
正月二三日	

三七三一五四四	<b>ニ付書状)</b> (明廿四日暁爰許発足尾州表≒罷下候付宿々継人馬≒付代書が)	正月二三日 (文久~慶応)	石河佐渡守(光晃)→都筑駿河守様
三七三二—五五五	(今日御城下通行二付時候御見舞使者遣候ニ付書状)	正月二六日(文久~慶応)	
三三二五六	*三三三一と関連。外に中川庄太夫・樋口又太郎・加藤進次郎の名前が記載されている。銀壱枚贈旨書付) 覚(佐渡守在京中尾崎将曹外へ御世話相懸三付 (文久~慶応)	(文久~慶応)	0
三七三一五七	(在京中御寺内拝借二付礼状)	正月二三日	
三三—五八	(礼状案文)	正月二三日	
三七三一五五	(昨日御出ニ預ニ付礼状)	正月二三日 (文久~慶応)	
三三二人()	・ 端裏こ「左秦折个」、記載されている。(佐渡守在京中御世話相懸り忝ニ付礼状)	正月二三日 (文久~慶応)	
三三二二	(私義毣張前大納言殿使として去九日毣州表発足	(文久~蹇心)	
	*尾張前大納言とは十四代・十七代徳川慶勝のこと。端裏に只今京着ニ付御届)	裹に「留下」と記載されている。 正月一二日	いる。
三三二二	*端裏に「留下」と記載されている。(御城下通行ニ付時候御見廻使者遺候ニ付書状)	正月一〇日	
<b>=</b>	只今京着ニ付御届)(私儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足	正月二二日 (文久~慶応)	

	石河家文書 目鈴(十五)		ニナ		
番号	表題	年月日	差出(作成)→宛所	形態・	数 量
三七三二六四	(別紙写之通御用番御届二付書付)	正月一三日 (文久~慶応)	石河佐渡守家来 秋元荘助	状	_
三七三二十六五	昨夕京着二付御届)(拙者儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足	正月一三日(文久~慶応)		状	_
三三二 大六	昨夕京着二付御届)(拙者儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足	正月一三日(文久~慶応)		状	_
三三二	(石河佐渡守家御朱印地代替之節之取扱三付案文)	(江戸)三月	石河佐渡守内家来 岩田八九郎	状	_
三七三一六八	(緒太ぞり弐足御取寄御頼ニ付書状)	正月一七日 (文久~慶応)		状	_
三七三二十六九	(私儀今般供三而上京参殿日之都合三付伺状)	正月一六日 (文久~慶応)		状	_
014-11114	*「大行天皇」は孝明天皇のこと。大雄院は石河光忠の父、来ル九日京着之筈三付書状案文)(大行天皇崩御之御香典献備之使者山田小平次尾州表発足	光元の菩提を弔うために建立された寺院で、(慶応三年)二月二日 秋元荘助→	ひれた寺院で、石河家の位牌所。 秋元荘助→大雄院 御納所	状	_
	岩田八九郎今日爰許発足二付書状案文)(大行天皇崩御之御香典献備之使者山田小平次・	(慶応三年)二月	石河佐渡守使者	状	_
	岩田八九郎今晚爰許発足京都差登三付書状)(大行天皇崩御之御香奠献備之使者山田小平次・	(慶応三年)二月二日	石河佐渡守使者 内田與三治	状	
1141111-4111	*紙継ぎ剥がれ。「養徳院」は石河光重の父光延の菩提を弔うため創建された寺院のこと。覚(養徳院へ佐渡守殿ゟ被相備候白銀等書付) (文久~慶応)	/ため創建された寺院のこと。 二月一一日 (文久~慶応)	→養徳院 御納所 菊池治郎左衛門·堀田郷右衛門	状	
三七三二一七四	只今京着ニ付御届)(私儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足	正月一二日 (文久~慶応)	石河佐渡守(光晃)	状	<b>→</b>

\*端裏に「写」とあり。

三七三一人五		三七三二一人四	==-人=	<b>=</b>	<b>=</b>	=三人0	三七三二一七九	三三一六	1141111-44	三七三二一七六	三七三二一七五
只今京着ニ付御届)(私儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足	*裏に「除目」と記載されている。返事の書き込みあり。差出・宛所は返事の際に書いたもの。	(御達之儀御座候間明日中壱人可罷出旨切紙)	<ul><li>三付心得何)</li><li>(尾張前大納言殿より上様御機嫌被相伺候使相勤候</li></ul>	(私儀明廿四日暁爰許発足尾州表江罷下二付御届)	(城下御通行:付請書)	*朱書で「届之書損歟」記載されている。京都留下(在京中御寺内拝借ニ付礼状案文)	伊兵衛所:止宿:付届書)(石河佐渡守家来岩田八九郎儀三条通大橋東大坂屋	筋目有増(石河佐渡守由緒書)	(拙者儀明廿四日暁爰許発足尾州表江罷下二付御届)	(別紙写之通御用番御届三付書付)	*端裏に「写」とあり。 只今京着:付御届) (私儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足
正月一二日 (文久~慶応)	差出・宛所は返事の際に書いた	(文久)正月一九日	(文久)正月	正月二三日 (文久~慶応)	正月二六日 (文久~慶応)	(文久~慶応)	(慶応三年)	(江戸)三月	正月二三日 (文久~慶応)	正月一三日 (文久~慶応)	正月一二日 (文久~慶応)
石河佐渡守使者杉山作左衛門	田野村勘兵衛・辻七郎左衛門は老中板倉勝静	→田野村勘兵衛様・辻七郎左衛門様飯沼五百之進・秋元荘助	石河佐渡守(光晃)	石河佐渡守(光晃)	戸田采女正使者 松岡與惣太夫			石河佐渡守内 山田小平次・岩田八九郎		石河佐渡守家来 秋元荘助	石河佐渡守(光晃)
状	の用人。	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

		_		_	_				_	_		
	番号	==-人	三七三二人七	三三人人	三三一人九	三七三一九〇	三三-九	三三—九二	== = - = - =	三七三一九四	三七三二一九五	
石河家文書目録(十五)	表題	只今京着ニ付御届案文)(拙者儀尾張前大納言殿使として去ル九日尾州表発足	が記載されている。 *京極主膳正(高富)、板倉伊賀守(勝静)、松平越中守(定敬)、稲葉兵部大輔(正巳)、松平縫殿頭(乗謨御廻順(老中・若年寄)	昨夕京着宿々継人馬相用ニ付申達案)(拙者儀尾張前大納言殿使として去九日尾州表発足	(今晚当駅止宿時候御見廻ニ付書状案)	<ul><li>株満寒ご「習下」と記載されている。</li><li>(私儀尾張前大納言殿ゟ使として指登京着三付申達案)</li></ul>	即省工工計畫代)(佐渡守京地用向相済明廿四日爰許発足御院主江銀弐枚	(相達候儀有之明日中御壱人御出候様切紙)	*龍源寺・大仙寺・常楽寺・安立寺・誠心寺の名が記載されている。(佐渡守逗留中家中之輩止宿ニ付銀壱枚被進旨書状) (文久	*孝明天皇崩御の際の香奠か。進上(御香奠弐枚ニ付)	*隠岐守は慶応二年七月に改名。孝明天皇崩御の際の香奠か。進上 (御香奠弐)百匹三付)	
	年月日	正月二二日	(慶応)	正月一三日	正月九日 (文久~慶応)	正月一二日	(文久~慶応)	(文久)正月一九日	(文久~慶応)正月	(慶応三年ヵ)	"。(慶応三年ヵ)	
二八	差出(作成)→宛所		公平縫殿頭 (乗謨)、松平肥後守 (容保)、松平豊前守 (大河内正質) の名状 という おいま		石河佐渡守使者 杉山作左衛門	石河佐渡守使者 杉山作左衛門	・ て生む 甲内介 秋元荘助・飯沼五百之進	→石河佐渡守(光晃)様 御家来中 板倉伊賀守内 田野村勘兵衛・辻七郎左衛門		石河佐渡守 光晃	石河隠岐守 光美	
	形態・数量	状	<b>大河内正質)</b>	状	状	状	状	状	状	状	状	
	数 量	_	の 名 一	_	_	_	_	_	_	_	_	

七     -  0七	三三-10六	三七三一〇五	三七三二一10四	11411111-1011	三年三一01		1141111-100	三七三二一九九	三七三二一九八	三七三二一九七
(献上之御残于狗脊一箱御意被懸忝次第二付書状)	菩提所妙心寺塔頭大雄院江旅泊ニ付書状)(佐渡守より御香典献備之使者山田小平治初上下九人差登	*書き出しのみ記載。	*後欠。継目がとれている。(昨日御出に預かり礼状断簡)	(別段使者演舌ニ付書付)	*書き出しのみ記載。 (拙者儀明廿四日暁爰元発足ニ付書状案文)	*書き出しのみ記載。	*龍源寺・大仙寺・常楽寺・安立寺・誠心寺の名が記載されている。(佐渡守逗留中家中五ヶ寺拝借ニ付案文)	*「三条通大橋東 大坂屋伊兵衛」と記載されている。三三元と関連。(石河佐渡守使者旅宿覚)	*「小納戸方・側医師」と記載されている。(札)	*「玄関記帳役」と記載されている。(札)
(明和~安永)	(慶応)	(文久~慶応)	(文久~慶応)	(文久~慶応)	(文久~慶応)	(文久~慶応)	でいる。 (文久~慶応)	完と関連。 (慶応三年)	(江戸)	(江戸)
小堀土佐守 政方(花押)										
折紙	状	状	状	状	状	状	状	状	状	状
_	_						_			

三世三二十二十	三七三二一二六	三七三二一二五	三七二一一二四四		11年111-1111	三年三二二二			1141111-110		三七三二一一〇九		三七三二一二〇八	番号
(九條殿御機嫌何御満足思召二付奉書)	(御嘉例御祈禱執行一万度御祓大麻目録之通進上三付書状)	(暑中御見舞ニ付書状)	*包紙とも。	*包紙とも。松平采女正忠盈は側衆(延享二年~宝暦五年)。	(献上之御残干狗脊一箱御意被懸忝 : 付書状)	(入鹿池吹破御城下迄も入水之由承ニ付見舞状)	(入鹿池吹破御城下迄も入水之由承ニ付見舞状)	*裏面に宗門人別帳の断簡あり。	(日記断簡)	*包紙とも。酒井石見守は若年寄(宝暦一一年~天明七年)。	(献上之御残干狗脊一箱御意被掛忝三付書状)	*包紙とも。松平康郷は御側御用取次(宝暦一〇年~明和八年)。	(献上之御残干狗脊一箱御意被懸忝三付書状)	表題
(江戸)七月一八日	(江戸)九月吉日	(江戸)六月	(江戸)六月		(宝曆ヵ)七月七日	(慶応四年)五月日	(慶応四年)五月日		~二月五日 (江戸)正月二二日		閏六月九日 (宝暦~安永)	年)。	七月二日 (宝暦~明和)	年月日
→石河佐渡様 石井治部少輔 在徳(花押)	→石河太八郎様上部貞文(花押)	→石河佐渡守様 虫鹿豊後守 秀順(花押)	→石河佐渡守様高橋兵庫頭(花押)他三名		→石河伊賀守(光當)様松平采女正 忠盈(花押)	乙津寺→飯沼五百之進様	乙津寺→御用人衆中				→石河伊賀守(光當)様酒井石貝守 忠休(花押)		→石河伊賀守(光當)様松平因幡守 康郷(花押)	差出(作成)→宛所
折紙	折紙	折紙	折紙		折紙	折紙	折紙		状		折紙		折紙	形態・数量

三三	三七三	亳	三七三	亳	亳	亳	亳	三三	三岩三	三三三	三宅三	三三	亳
		=====================================	三三二二六	===-11=	======================================	三二			==	==-==		==-二九	==
(主殿方差扣有無之儀弥太郎を以ニ奉伺ニ付書付案)	(名産之鯖子御贈三付礼状)	(京・大阪江御人数被遣候儀三付書付案)	*包紙とも。紙継ぎ剥がれ。(家来栄太郎御目通ニ而拝領物頂戴ニ付書状)	*封紙とも。紙継ぎ剥がれ。(野村儀帰農願其外ニ付書状)	(寒中御見廻承知:付書状)	(改年之御慶目出度申候::付書状)	(甚寒之節御見廻御念入三付書状)	(新春御祝詞御念入二付書状)	(新春御祝詞御念入二付書状)	覚(道敏殿・道興殿より太八郎様江弐通其外ニ付)	覚(道敏殿・道興殿より太八郎様江弐通其外ニ付)	*=== - 元〜=== - 三の括り紐とも。(芸州御表ゟ油紙包候御状箱到来仕候ニ付書状)	(御見廻御念入忝三付書状)
(江戸)	(明治三年ヵ)閏月一三日	(明治)	(明治)七月二〇日	(明治六年)一月九日	(江戸)四月二八日	(江戸)四月二八日	(江戸)四月二八日	(江戸)四月二八日	(江戸)四月二八日	(江戸)四月二八日	(江戸)四月二八日	(江戸)八月八日	(江戸)四月二八日
			石河政教(花押)→石(河)光晃様 御執事	石河又十郎→石河太八郎様	→浅井文五郎様他六名井口喜久馬 忠之(花押)	→杉山悌夫様外六名井口喜久馬 忠之(花押)	浅野道興(花押)→石河太八郎様	浅野道興(花押)→石河太八郎様	浅野道敏(花押)→石河太八郎様	井口喜久馬→杦山悌夫様外六名	井口喜久馬→杉山悌夫様外六名	高三喜兵衛→杉山悌夫様・浅井文五郎様	浅野道敬(花押)→石河太八郎様
状	状	状	状	状	折紙	折紙	折紙	折紙	折紙	状	状	状	折紙

	石河家文書目録(十五)		=	
番号	表題	年月日	差出(作成)→宛所	形態・数量
	(叙爵之儀三付書状案)	(江戸)   一月二四日		状
	*紙継ぎ剥がれ。	(文久二年)九月	(徳川茂徳)	状
	両地不模通三付書状)(隼人正方格段御切替御用向取調中交代三而者	(文久ヵ)九月一二日		状
三七三二一三三五	*後欠。大納言様は十五代徳川茂徳のこと。(大納言様御上京之御供其外ニ付書状案)	(文久)		状
三七三二二三六	(忰近江守雑用米七百五拾俵増被下二付礼状)	(文久)九月二〇日	→石河佐渡守様他四名竹腰兵部少輔 正諟(花押)	状
	*包紙とも。			
三三二二三七	(拙者家来之内脱出者之儀:付書付案)	(明治)		状一
三七三二一三八	*===	『池下ル」と記載されている。(慶応四年)辰五月二〇日		状
三三二二三元	(石河佐渡守旧家三付断簡)	(明治)		状
三七三一一四0	(佐渡守心配之趣少なからず三付書状案)	(明治)	御名前→弁事御役所	状
宇	*前欠。	(明治ヵ)一一月二二日		状
12111111111111111111111111111111111111	(書状断簡)	(明治力)		状
三七三一一四三	暑気之節(俳句)	(不詳)		状
三七三一一四四	(國君江之御進物別紙之通去十七日御差上相済二付書状案)	(明治ヵ)一一月二二日		状
三三二一四五	(別段御家来之者江も拝領物被仰付ニ付礼状案)	(江戸) 二月	佐渡守様御使者 浅井文五左衛門	状

三三二二五七	三七三二— 五六	三七三二一二五五	三三二二五四	三七三二一]五三	三七三二五二五二五二五二二五二	三三二三二三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	三七三二—1五0	三七三一一四九	三七三一一四八	三七三一四七	三七三二二四六
*内田善蔵と秋元荘助の名前が記載されている。(石河佐渡守使者名前書付)	(藩屛之別被加尾藩補正是迄通可仕旨御沙汰書案)	(石河佐渡守領知由緒覚)	*四ヶ条記載されている。 (御朱印御頂戴有無其外覚)	梅雨聴鶯有感(漢詩)	*後欠。	*「寒冷之節、三位中将」と記載されている。三位中将は十六代徳川義宜のこと。(断簡) (慶応~明治)	*後欠。三三二況と関連。(独立諸侯列懇願等之書付)	と申唱ハ候得共、筋目ニおゐて、全く往古ゟ有来り之小藩ニ有之」と記載されている。*前欠。三三二三0と関連。「大政返上之後右老若相勤候家々藩列たるを不失、当家徳川興隆之砌、一小藩(当家筋目ニ付大政返上後の心得覚)	(尾州家と共に王事に尽力忠勤仕るに付願書案)	(尾州家二附属仕積年勤王之方向一途之事二付願書案)	*東海・東山両道の要路である尾国兵備は厳重にすべき旨などが書かれている。(佐渡守家受封之判物差上候処御預ニ付書付案)
江戸	(明治)	(慶応~明治)	(慶応~明治)	(不詳)	江戸	六代徳川義宜のこと。 (慶応~明治)	(慶応)	(型:有之」と記載されている。 藩列たるを不失、当家徳川興 (慶応)	(慶応四年)五月	(慶応四年)六月	などが書かれている。 (慶応四年)
			石河蔵人	久道 稿				隆之砌、一小藩ニ而、連枝江被附置候儀者則老若之境ニ有之、 状	→弁事御役所 御取次衆様 石河佐渡守家来 秋元荘助·内田善蔵	→弁事御役所 石河佐渡守家来 秋元荘助·内田善蔵	
状	状	状	状	状	状	状	状		折紙	折紙	状
_	_	_	_	_	_	_	_	仍 臣 列 一	_	_	_

三四

七    -  七	七    - 七	七    - 七0	三三—二六九	==-六	三七三二六七	三三二次	三三二	三三二六四			宝=一六	三七三二六〇	三三—二五九	毛三二 長 <b>号</b>	
(私家之儀:付断簡)	(佐渡守家受封之判物持参之儀ニ付断簡)	(佐渡守家受封之判物差上之儀ニ付断簡)	*養徳院に差し上げたもの。(御見舞麁菓子壱箱書付)	(御東幸御通輦之節当駅御停駅二付御伺書断簡)	(御判物弁事局江差出候ニ付断簡)	(万石一円之御判物所持 : 付断簡)	(御判物弁事局江差出候ニ付断簡)	(御判物弁事局江差上三付願書案)	(御判物弁事局江差出候ニ付願書案)	(御東幸御通輦ニ付伺案)	*「私家徳川家興隆之砌、尾州家江附属相成居、秩禄壱万石(断簡)	*石河光忠は初代。(石河光忠市正略譜断簡)	*紙背に「御指図奉願候、以上」と記載されている。慶応四年戊辰略暦(断簡)	<b>表題</b>	
(慶応~明治)	(慶応~明治)	(慶応~明治)	(文久~慶応)	(明治)	(慶応~明治)	(慶応~明治)	(慶応~明治)	(慶応~明治)	(慶応~明治)	(明治)	秩禄壱万石…」と記載されている。(慶応~明治)	(慶応~明治)	慶応四年	<b>年月日</b>	
			(石河光晃)											差出(作成)→宛所	
状一	状一	状一	状	状一	状	状	状	状	状	状	状 —	状一	状 —	状 <b>形態・数量</b>	

(慶応~明治)

三五

状 状

八 九